二九三七・一二	インスリン及びその塩	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
二九三七・一九	その他のもの	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
	ステロイドホルモン並びにその誘導体及び構造類似物		
二九三七・二一	コルチゾン、ヒドロコルチゾン、プレドニゾン（デヒドロコルチゾン）及びプレドニゾロン（デヒドロヒドロコルチゾン）	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
二九三七・二二	コルチコステロイドホルモンのハロゲン化誘導体	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
二九三七・二三	エストロゲン及びプロゲストゲン	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
二九三七・二九	その他のもの	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
二九三七・五〇	プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン並びにこれらの誘導体及び構造類似物	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
二九三七・九〇	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
二九・三八	グリコシド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体		
二九三八・一〇	ルトシド（ルチン）及びその誘導体	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
二九三八・九〇	その他のもの	ＣＴＳＨ	ＣＲ
二九・三九	植物アルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
二九四〇・〇〇	糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しょ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。）並びに糖エーテル、糖アセタール、糖エステル、糖エーテルの塩、糖アセタールの塩及び糖エステルの塩（第二九・三七項から第二九・三九項までの物品を除く。）	ＣＴＨ（第一七・〇二項の材料からの変更を除く。）	ＣＲ
二九・四一	抗生物質	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
二九四二・〇〇	その他の有機化合物	ＣＴＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
第三〇類	医療用品		
三〇・〇一	臓器療法用の腺その他の器官（乾燥したものに限るものとし、粉状にしてあるかないかを問わない。）及び腺その他の器官又はその分泌物の抽出物で臓器療法用のもの並びにヘパリン及びその塩並びに治療用又は予防用に調製したその他の人又は動物の物質（他の項に該当するものを除く。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
三〇・〇二	人、血、治療用、予防用又は診断用に調製した動物の血、免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品（変性したものであるかないかを問わない。）並びに生物工学的方法により得たものであるかないかを問わない。）並びにワクチン、毒素、培養微生物（酵母を除く。）その他これらに類する物品	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
三〇・〇三	医薬品（治療用又は予防用に混合した二以上の成分から成るもので、投与量にしてないもの及び小売用の形状又は包装にしてないものに限るものとし、第三〇・〇二項、第三〇・〇五項又は第三〇・〇六項の物品を除く。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ

三〇・〇四	医薬品（混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にしたもの（経皮投与剤の形状にしたものを含む。）又は小売用の形状若しくは包装にしたものとし、第三〇・〇二項、第三〇・〇五項又は第三〇・〇六項の物品を除く。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
三〇・〇五	脱脂綿、ガーゼ、包帯その他これらに類する製品（例えば、被覆材、ばんそうこう及びパップ剤で、医薬を染み込ませ若しくは塗布し又は医療用若しくは獣医用として小売用の形状若しくは包装にしたもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
三〇・〇六	この類の注４の医療用品		
三〇〇六・一〇	外科用のカットガットその他これに類する縫合材（外科用又は歯科用の吸収性糸を含む。）、切開創縫合用のラミナリア、ラミナリア栓、外科用又は歯科用の吸収性止血材及び外科用又は歯科用の癒着防止材（吸収性があるかないかを問わない。）（殺菌したものに限る。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
三〇〇六・二〇	血液型判定用試薬	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
三〇〇六・三〇	エックス線検査用造影剤及び患者に投与する診断用試薬	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
三〇〇六・四〇	歯科用セメントその他の歯科用充塡材料及び接骨用セメント	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
三〇〇六・五〇	救急箱及び救急袋	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
三〇〇六・六〇	避妊用化学調製品（第二九・三七項のホルモンその他の物質又は殺精子剤をもととしたものに限る。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
三〇〇六・七〇	医学又は獣医学において外科手術若しくは診療の際に人若しくは動物の身体の潤滑剤として又は人若しくは動物の身体と診療用機器とを密着させる薬品としての使用に供するよう調製したゲル	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
	その他のもの		
三〇〇六・九一	癒着（ゆちゃく）造設術用と認められるもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
三〇〇六・九二	薬剤廃棄物	ＣＴＳＨ	ＣＲ
第三一類	肥料		
三一〇一・〇〇	動物性又は植物性の肥料（これらを相互に混合してあるかないか又は化学的に処理してあるかないかを問わない。）及び動物性又は植物性の生産品を混合し又は化学的に処理して得た肥料	ＣＴＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
三一・〇二	窒素肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
三一・〇三	りん酸肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
三一・〇四	カリ肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ
三一・〇五	肥料成分（窒素、りん及びカリウム）のうち二以上を含有する肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）及びその他の肥料並びにこの類の物品をタブレット状その他これに類する形状にし又は容器との一個の重量が一〇キログラム以下に包装したもの	ＣＴＳＨ	ＣＲ、Ｐ、ＳＭ又はＩＳ